

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成24年1月19日（木）

担当課：街づくり計画部 街づくり総務課

件 名：大和山市営住宅条例の一部改正について	
提出理由：大和山市営住宅条例の一部改正に伴う市民意見公募手続き等を行うにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（一括法）が H23 年 5 月に公布された。 - この中で公営住宅法（以下、法）の 3 点にかかる改正が行われた。 ①同居親族要件の廃止 ②入居収入基準の見直し ③施設整備基準の見直し - 法改正の趣旨は、地方の実情に応じて選択肢を広げるため、入居基準等の定めを地方に委ねることにある。 - 各自治体における同居親族要件の継続・廃止については、改正法の施行前（H24. 3. 31）までに関連条例の改正等を行う必要がある。 - 入居収入基準及び施設整備基準の見直しについては、法の施行日以降 1 年間の経過措置期間が設けられたため、H25. 3. 31 までに条例改正を行う必要がある。 2. 条例改正についての考え方 (1) 同居親族要件について - 本市は従前から、法と同様に、市営住宅入居は同居親族 2 人以上を原則とする条例を定めている。 - また、例外として、高齢者・障がい者等に限って、特に居住の安定を図るべき者として単身入居を認めている。	- 今後も、以下の理由により、同居親族要件の考え方を継続する。 ①本市の市営住宅は、家族向け（同居親族が居る者向け）の規模・居室の住戸が大部分であること。 ②数少ない単身専用住戸は、引き続き、住宅に困窮する高齢者・障がい者等に入居を限定する必要があること。 - ただし、今回の法改正に伴い、条例に引用していた単身入居に係る政令が廃止されたため、その内容を条例に定める。 (2) 入居収入基準、施設整備基準について - 法改正に伴い、入居収入基準及び施設整備基準については、市独自の基準を条例に定める必要がある。 - 基準を定めるにあたっては、準備に時間を要することから、経過措置期間中（H25. 3. 31 まで）に別途条例改正を行う。（H24 年 12 月議会で改正予定） - 上記条例改正までの間は、現行の基準を運用する必要があることから、今回、旧政令・規則を引用するための改正を行う。 3. 県及び県内各市町の状況 - 県及び県内全市町において、同居親族要件を継続する見込みである。
経 過 H23. 5 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」公布 H23. 12 関係政令、省令の改正	今後の予定 H24. 1 大和市住宅運営審議会への諮問 H24. 2 市民意見公募手続きの実施（2/1～2/15） H24. 3 改正条例の議会上程 H24. 4 改正公営住宅法施行 H24. 4 改正条例施行